

お知らせ information

白根市役所
〒950-1292 白根市大字白根1235
☎ 373・2111



障害児福祉手当と特別障害者手当

市では次の手当を支給します。該当する人は申請してください。

【障害児福祉手当】
対象 20歳未満で、重度の心身障害のため、常時介護を必要とする在宅の障害者 ※障害を理由として公的年金を受けている場合または扶養義務者の所得が一定額以上の場合には支給されません
支給額 月1万4,610円

【特別障害者手当】
対象 20歳以上で2つ以上の障害があり、常時特別の介護を必要とする在宅の障害者 ※本人または被扶養義務者所得が一定額以上の場合には支給されません
支給額 月1万4,610円

民生・児童委員を紹介します

問い合わせ
保健福祉課社会福祉係 ☎264

12月1日、民生・児童委員(主任児童委員を含む)が一斉改選され、一部委員が代わりましたので、改めて委員の皆さんを紹介いたします。民生・児童委員は老人問題や身体障害、生活保護、児童問題など福祉全般に関する相談に応じます。お気軽に相談ください。

氏名	住所	担当区域	氏名	住所	担当区域
荻原ムツ	諏訪木4	諏訪木1・3・4、水道町1~5	山田ヒサエ	大通南2	大通南1丁目1・2、大通南2丁目2
木川久子	諏訪木7	諏訪木5・7・8、砂押1・2、一の町4	樋谷一芳	大通南2	大通南2丁目1、大通黄金1~3丁目
齊藤美和子	日の出町	日の出町、平成町	江向稔	大通南4	大通南4丁目、大通黄金4~7丁目
高橋節	旭町3	旭町1~3、桜町5、永田町、文京町	知野成一	下町乙	上新田、新町、東大通、下町甲・乙
武石力	桜町3	桜町1~3、南新町	若林登	砂原乙	横町甲・乙、砂原甲・乙、中町、川前甲・乙
丸山俊郎	一の町3	一の町1~3、二の町、三の町、四の町、左門小路	大野太作栄	上中村	古町、館、上・下中村、上・下吉上
武田紀生	中央通4	中央通1~6	五十嵐隆弘	清水	清水、上茨、下茨(県道南)
長井修	みのり	高校前通、穂波町、みのり	山際フミ	東萱場	下茨(県道北)、丸湯、東萱場
清水勇輔	五六の町1	五六の町1~6、白新町、市役所上町	仲野正見	新村	庚、新村、道湯
長井春俊	魚町3	魚町1~6、葵町	針貝恵美	庄瀬2	兔新田、古川新田、真木新田、庄瀬1・2
後藤シヅ子	新和町	曙町、新和町、杉菜町	真保イミ子	庄瀬4	庄瀬3~5、庄瀬上町、庄瀬下町
相沢トキ	東町1	東町、古川宮前町、西町	梅津光雄	菱湯1	庄瀬6・7、菱湯新田、牛崎、菱湯1・2
小出美喜子	能登6	能登1~6、栄町	相田勲	蜘蛛野	蜘蛛野、蜘蛛野、太郎右門野、十道島、上八松、むかし
長谷川ミサホ	四ツ野	七軒、七軒町、四ツ野	高橋眞佐子	上道湯	飯島新田、沖新保、上道湯、下道湯
清水義	鯉湯1	鯉湯1~3、幸町	阿部敏男	戸頭	戸頭団地、戸頭、戸頭住宅、田中
竹石佐久司	十五間	陽向台団地、十五間、神屋、小坂、保坂、保坂団地	真保誠	下木山	鍋湯、下木山、上木山
小柴雄一郎	戸石新田	戸石新田、上浦、新生町	米山特男	田尾	蔵主、平湯新田、平湯、万年、御荷、田尾、鼠新田
高橋政美	下八枚	下八枚、中小見、堀掛	小山喜三郎	早月町	早月町、美咲町
石高明子	朝捲	中山、小蔵子、朝捲	生野恵美子	和泉	和泉、浦梨
藤川公男	白井	白井、上赤浜			
風間泰一郎	古川	古川、東古川、古川団地、新古川			
高橋貞夫	中笠巻	上笠巻、中笠巻、下笠巻、下赤浜			
鈴木進三	中大郷	上大郷、横垣、中大郷、大郷新田			
高橋辰雄	瀬ヶ通	瀬ヶ通、瀬ヶ通団地、西酒屋、下大郷1・2			
吉田康偉	西笠巻1	引越、西笠巻1・2			
半間芳一	西笠巻新田1	西笠巻新田1・2、東笠巻新田1			
武藤イミ	中笠ノ木1	東笠巻新田2、上笠ノ木、中笠ノ木1・2			
大矢加津彦	下笠ノ木1	下笠ノ木1・2、笠巻桜町			
古田勝一	根岸	根岸、北田中、高井野			
石田現男	山崎野	山崎野、高井東1~3丁目			
小林磐雄	上塩俵	下山崎、新山崎町、上塩俵			
田中清彦	松橋	松橋、中塩俵、下塩俵			
田中千加江	大通1	大通1・2丁目			
町屋参吉	大通西	大通西、大通3丁目			

主任児童委員

氏名	住所	担当区域
藤井和代	古町	新飯田、茨菅根地区
桜井公子	庄瀬1	庄瀬、小林地区
水晶幸子	上赤浜	白井、大郷、笠巻地区
織田絹子	大通南1	根岸、大通地区
小林千栄子	四の町	白根地区
和田恵美子	能登6	白根地区

※民生・児童委員および主任児童委員の任期は、平成13年12月1日~平成16年11月30日

額 月2万6,860円
問い合わせ 保健福祉課社会福祉係 ☎265

在宅重度重複障害者介護見舞金制度

施設への入所が困難なため、在宅で重度重複障害者を常時介護している保護者に、見舞金が支給されます。※受給資格には、制限があります。詳しくは問い合わせください。

【対象】 次の①、②の2つの要件を満たす人の介護者
①療育手帳Aの交付を受けている人
②身体障害者手帳1級の交付を受けていて、次の障害区分ごとの障害が重複している人
視覚障害Ⅱ1級・聴覚障害Ⅱ2級 肢体不自由Ⅱ1級・Ⅱ2級 内部障害Ⅱ1級
【見舞金額】 月2万円
【支給月】 3月・7月・11月
【問い合わせ】 申請先 保健福祉課社会福祉係 ☎264

医療費助成 (県障) 重度心身障害者

重度心身障害者に医療費を助成しています。市外から転入した人や、該当して申請をしていない人は、手続きしてください。

【対象】 身体障害者手帳Ⅲ3級、または療育手帳Aの交付を受けている人
【助成内容】 外来一部負担金は、医療期間ごとに1日につき1万円、市内から転入した人は、当該市外から転入した人と同じく申請してください。

心の健康相談会

ストレスや対人関係などの悩みが重なる、心の病気になることがあります。お早めにご相談ください。秘密は固く守られますので、ご安心ください。また、不眠やお年寄りの痛ほうなどの相談

【日時】 1月23日(水) 午後1時30分~4時
【場所】 新津保健所 相談室
【相談担当者】 産婦人科医師 定員 4~5組(先着順)
【申込期限】 1月22日(火)
【問い合わせ】 申込先 新津保健所地域保健課 ☎0250・22・5171

き530円(月4回まで)。入院一部負担金は、1日つき1,200円(食費負担額は、減額認定証を持つ人にのみ助成されますので、医療機関の窓口へ提示ください)。
問い合わせ 保健福祉課社会福祉係 ☎264

赤ちゃんがほしい人のための健康相談会

新津保健所では、不妊に悩む夫婦が不安や悩みを少しでも軽くし、不妊治療の現状を理解し上手に受診できるようにするため、専門医による「不妊専門相談会(個別相談)」を実施します。相談は夫婦でも、女性または男性一人でも構いません。不妊でお悩みの人は、お気軽にご相談ください。

【日時】 1月23日(水) 午後1時30分~4時
【場所】 新津保健所 相談室
【相談担当者】 産婦人科医師 定員 4~5組(先着順)
【申込期限】 1月22日(火)
【問い合わせ】 申込先 新津保健所地域保健課 ☎0250・22・5171

求人ニュース

お問い合わせハローワーク新津 ☎0250・22・2233

求職者番号	求人職種	所在地	産 業	年齢	賃金(千円)	勤務時間
1	地場運転手	根岸	一般貨物自動車運送業	25~40	173~177	8:00~17:00
2	洋食調理師	戸頭	生活関連サービス業	18~45	250~360	10:00~18:30 11:30~21:00
3	木工技術員	白根	家具・装飾品製造業	18~25	150~170	8:00~17:00
4	製 造 工	茨菅根	電気・電子部品製造業	20~40	129~137	8:10~17:10
5	婦人服製造員	高井野	ニット製外衣・シャツ製造業	不問	116~123	8:15~17:00
6	一般事務員	新飯田	医薬品・化粧品小売業	19~30	126~180	8:00~17:30
7	土木管理	中山	一般土木建築工事業	18~45	230~280	8:00~17:00
8	シール印刷工	古川	印刷業	18~50	119~184	8:30~17:30
9	スタイリスト	白根	美容業	不問	140~385	9:00~18:30 9:30~19:00
10	厨房スタッフ	日の出町	各種食品小売業	18~40	120~280	15:00~0:00

求人・求職相談 ハローワークピアしろね
毎月、求人・求職について相談に応じています。相談は無料です。【とき】 毎月第4金曜日 1月は25日 午前9時30分~正午 【ところ】 市役所3階会議室 【問い合わせ】 商工観光課商工労働係 ☎222

だいじょうぶ つもりですませず 確認を

(平成13年防火標語 特選 茨小 中島駿くんの作品)

本格的な冬を迎え、暖房器具など火を頻繁に使用する時季です。火の扱いには十分注意しましょう。

【日時】 1月31日(木) 午後1時45分~3時
【場所】 白根市保健センター
【相談員】 佐野英孝医師(白根緑ヶ丘病院)、新津保健所精神保健福祉相談員
【申込期限】 1月25日(金)
【問い合わせ】 申込先 保健福祉課保健指導係 ☎239

償却資産の申告は 1月31日(木)まで

平成14年1月1日現在で、固定資産税の課税対象となっている償却資産を所有されている人は、申告が必要です。「平成14年度償却資産申告書」の提出期限は1月31日(木)となっておりますので、忘れずに申告してください。
【問い合わせ】 税務課資産係 ☎254

水道管にも 防寒を

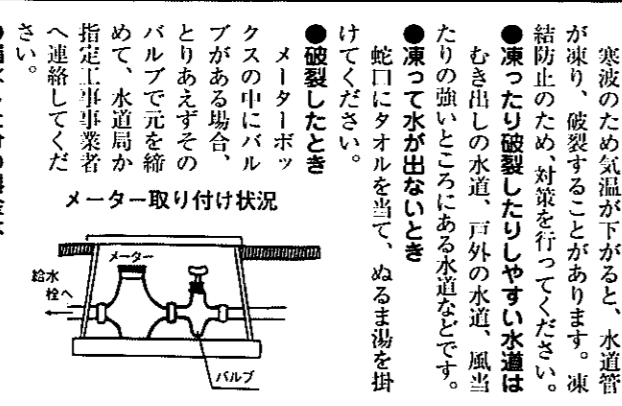
標準的な 防寒方法(例)

寒波のため気温が下がると、水道管が凍り、破裂することがあります。凍結防止のため、対策を行ってください。

●凍ったり破裂したりしやすい水道は、むき出しの水道、戸外の水道、風当たりの強いところにある水道などです。

●凍って水が出ないとき
蛇口にタオルを当て、ぬるま湯を掛けてください。

●破裂したとき
メーターボックスの中にバルブがある場合、とりあえずそのバルブで元を締め、水道局か指定工事業者へ連絡してください。



●漏水した分の料金は、水道管が破裂したための漏水分は、すべて使用者の負担となります。必ず水道管にも防寒しましょう。緊急の場合は、蛇口から少しづつ水を流しつつ放しにすると、凍結防止効果があります。

【問い合わせ】 ガス水道局施設課 ☎372・2330